

日本女性技術者フォーラム会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は「日本女性技術者フォーラム(JWEF: Japan Women Engineers Forum)」と称する。
- 第2条 本会は女性技術者相互の交流と情報交換をはかり、女性技術者がその能力を伸ばすことと、能力を発揮できる快適な職場環境の実現をはかることを目的とする。また、女性技術者を増やすための社会貢献も目標とする。ここで技術者とは、出身分野の如何を問わず、技術的、科学的な職務および研究・開発・企画などの職務に携わる者を言う。
- 第3条 本会は前記の目的を達成するために次の事業を行う。
- 1) 総会の開催
 - 2) 定例会の開催
 - 3) 会報等の刊行およびホームページの運営
 - 4) 国内外の団体に参加および交流
 - 4) 本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

- 第4条 本会の会員は次の通りとする。
- 1) 個人会員
 - 2) 法人会員（プラチナ、ゴールド、シルバー）：代表1名を置く。
 - 3) 学生会員
- 第5条 入会手続きおよび会費
- 1) 第4条に該当する者は、本会所定の入会申込書を事務局に提出し初年度の会費を前納する。
 - 2) 年会費
個人会員：6,000円
法人会員（プラチナ）：100,000円
（ゴールド）：50,000円
（シルバー）：20,000円
学生会員：無料
 - 3) 年会費の変更は、総会の承認を得なければならない。
 - 4) 臨時の費用を必要とするときには、運営委員会の議決を経て、会員に寄附を募ることができる。
- 第6条 総会における議決権は次の通りとする。
- 個人会員：1票
法人会員（プラチナ）：10票
（ゴールド）：5票
（シルバー）：2票
- 学生会員：0票
- 第7条 会員の定例会参加や会報配布、発刊本の配布などのサービスは次の通りとする。
- 個人会員：1名分
法人会員（プラチナ）：15名分
（ゴールド）：8名分
（シルバー）：3名分
学生会員：定例会等の参加のみ

第3章 組 織

第8条 本会を運営するための組織を次の通りとする。

- 1) 運営委員会：本会の基本的な事業を行う。委員長とおよび事務局、委員からなる。
- 2) 部会：基本的な事業以外の企画が発生したとき、運営委員会の承認のもとに部会を設けることができる。部会長は原則として運営委員以外1名がこれにあたる。
- 3) アドバイザリー・ボード：運営委員会は活動への支援を得るためにアドバイザリー・ボードを置く。アドバイザリー・ボードは委員長経験者と個人会員の有識者で構成する。
- 4) 外部アドバイザリー・ボード：本会を支援する外部団体から有識者を外部アドバイザリー・ボードとして置くことができる。外部アドバイザリー・ボードは運営委員長が上記アドバイザリー・ボードと協議の上決定する。

第9条 本会は事務局を運営委員会の定めたとおりに置く。

第10条 本会の年度は、4月から3月までとする。

第4章 役 員

第11条 本会は運営委員8名（内1名は委員長、内1名は事務局）と監事1名の役員を置く。

- 1) 運営委員（以下委員という）および監事は、個人会員および法人会員代表から選出される。
- 2) 委員および監事の任期は2年とする。また、連続2期（4年）を限度として再任を妨げない。ただし、委員長は再任期間が残っていても辞任する。
- 3) 委員および監事は、連続2期（4年）の非役員期間を経た後には再選を妨げない。
- 4) 委員および監事は、相互に兼ねる事はできない。
- 5) 委員または監事に欠員が生じた場合は、総会の議を経ずに補充することが出来る。ただし任期は前任者の残余期間とし、役員交替の手続きをする。

第12条 役員の職務は次の通りとする。

- 1) 委員は運営委員会で協議して本会の運営を行う。
- 2) 委員長は本会を代表し会務を統轄する。また委員長に事故のある時は委員会で決めた者がその業務を代行する。
- 3) 監事は民法59条を類推適用し、本会の財産状況を監査し業務の執行につき不正のかどがある時はこれを運営委員会に報告する。

第5章 選挙管理委員

第13条 役員改選に当って委員会は、会員より2名以上を選び、選挙管理委員を委嘱する。

第14条 選挙管理委員は、公正かつ効率よく選挙を行い、新役員の発表をもってその任を終わる。

第6章 会議の運営

第15条 総会

- 1) 総会は個人会員と法人会員で構成する。
- 2) 総会は毎年1回年度始めに開く。
- 3) 必要があるときは、臨時総会を開くことができる。
- 4) 総会は、委員長が召集し、議長を務める。
- 5) 総会は、議決権の過半数の出席または有効な委任状をもって開催する事ができる。

- 6) 総会の議決は、出席議決権の過半数をもって決める。
- 7) 可否同数の場合は議長がこれを決める。
- 8) 総会に出席できない会員は、他の会員または議長に全権を委任することを所定の委任状に記載し、署名して郵送することができる。この場合、委任状は会議に出席したものと見なす。
- 9) 総会は、会則に規定するものの他に次の事項を決議する。事業計画、事業報告、収支予算、収支決算、その他本会の運営の基本方針に関する事項。
- 10) 事務局が議事録を作成し、それらを事務局に保管する。

第16条 運営委員会

- 1) 委員会は委員長が招集し、議長を務める。
- 2) 必要があるときは、電子媒体を用いて開催することができる。
- 3) 委員会の議決は、構成員の過半数をもって決める。
- 4) 可否同数の場合は議長がこれを決める。
- 5) 委員会はこの会則に定めた事の他に次の事項を決議する。総会での決議事項の執行、総会に付議すべき事項、定例会、部会、その他会務に関する事項。

第17条 定例会

- 1) 運営委員会が開催する。
- 2) 原則として会員をもって構成する。
- 3) 臨時に特別例会を開催することができる。

第18条 部会の会合

- 1) 部会長が召集する。

第19条 アドバイザリー・ボードの会合

- 1) 必要があるとき、運営委員長がアドバイザーを召集する。

第1版	1992年6月25日制定	1996年6月28日改定 1998年6月27日改定 1999年6月5日改定 2004年6月19日改定
第2版	2006年6月10日制定	2011年6月11日改定 2013年6月2日改定